

大坪常会 慶弔関係申合せ事項（令和7年10月版）

項目		対象要件	金額	備考
1	新築祝	母屋の新築	各戸 2,000 円	招待があった場合の対応は、別途、常会で決める。
2	結婚祝、出産祝	会員または会員の同居者	各戸 2,000 円	
3	病気等の入院見舞金	・ 10日以上の入院 ・施設入所中の病気又は怪我による入院は、対処としない。	入院見舞金 5,000 円を常会名でおくる。	同一人について年1回を限度とする。
4	施設入所への見舞金	1か月以上入所した場合	原則各戸 2,000 円	入所が明らかとなった場合、常会にて対応を協議する。
5	香典	会員又は会員の同居者	各戸 3,000 円	
6	初盆		御佛前 1万円を常会名でおくる。	
7	葬儀の手伝い・参列	当家親戚以外は、各戸1名以上参加する		
8	香典返し	常会に対する香典返しや金一封等は行わないこと。		
9	欠夫代	宮の行事	各戸 2,000 円	欠夫の認定は注2のとおり。
10	入会	常会で審査し入会を認める。併せて、入会金（入会当月の一般会計残額を、休会者を除く会員数で割った金額）と当該年度会費の月割り額を請求する。なお、百円未満は切り捨てとする。		
11	脱会	常会において割戻金（脱会当月の一般会計残額を、休会者を除く会員数で割った金額）と餞別を決め贈呈する。なお、割戻金は百円未満を切り捨てとする。		
12	休会	会員から申出があった場合に、常会において承認する。常会費を徴収せず、冠婚葬祭についても連絡および対応しない。		
13	家族葬に対する常会の係わり方	・喪主より常会長に連絡があった場合は、常会員に連絡する。その場合、お悔やみや香典については常会を開いて協議する。 ・連絡がなかった場合は、常会員へ連絡もしないし常会としては係わらない。		

注1：常会長は、上表に該当する事例が生じた場合、その集金と贈呈を担う。その場合の金額は、一般会計に繰り入れず別途経理する。

注2：世帯構成員全員が80歳以上の場合もしくは健康面で作業が不適切と思われる場合は欠夫としない。

注3：令和7年10月12日の常会において、以下改正されました。

- 「入会」項目の“一般会計残額”を“入会当月の一般会計残額”とし、同項目の“当該年度会費”を“当該年度会費の月割り額”とした。“会員数”を“休会者を除く会員数”とした。入会金は百円未満を切り捨てとした。
- 「脱会」項目の“一般会計残額”を“脱会当月の一般会計残額”とした。“会員数”を“休会者を除く会員数”とした。割戻金は百円未満を切り捨てとした。

(以上)